

第五章 「中立の第三者」 アメリカ宣教師団が導いた東京裁判判決

1. アメリカ宣教師史観の虚構

(1) 「信憑性のある中立的証人」の検証

現在、一般に流布している、南京事件の見方は“アメリカ宣教師史観”とでもいうべきものであろう。東京裁判で検察側の証言の中心を形成したアメリカ人宣教師たちを中立の第三者として、かれらの行動を正当化し、その証言を鵜呑みにしたものである。戦後の中国側の宣伝や、戦後一部の日本人により提起された“新発見”の事件記録等は、このアメリカ宣教師史観の延長上に、創り出されたものである。

東京裁判で南京戦責任者の松井石根大将を有罪とするにあたり、圧倒的に有力とされたのは、「いろいろな国籍の、また疑いのない信憑性のある中立的証人」の証言であった。

ここで、それらを改めて確認してみよう。その証言を列挙すると、まず、ウィルソン氏、ベイツ氏、マギー氏による実際に東京裁判に出廷しての証言。そしてスマイス氏、フィッチ氏、マッカラム氏によって、宣誓の上で提出された日記や声明等の書面。これらは全てアメリカ宣教師団のメンバーによるものである。

そして、アメリカ大使館員による報告書、国際委員会が取り纏めた「南京安全地帯の記録」、ドイツ人ラーベ氏のドイツ大使館への報告、ドイツ人ファンケルハウゼン中将がトラウトマン大使に提供した「あるドイツ人目撃者による報告」、これで全てである。

では、一つ一つ確認していこう。まず、ドイツ人ファンケルハウゼン中将がトラウトマン大使に提供した「あるドイツ人目撃者による報告」であるが、目撃人物を特定していないので、ファンケルハウゼン中将の手を経ていることによって、一定の信憑性を確保しているように見える。しかし、ファンケルハウゼン中将は、既に阿羅健一氏が『日中戦争はドイツが仕組んだ一上海戦とドイツ軍事顧問団のナゾ』（小学館）の中で明らかにされているように、蔣介石の軍事顧問であり、中立性の観点からそもそも論外である。

また、ドイツ人ラーベ氏の記録には虐殺の目撃はなくアメリカ人宣教師たちからの伝聞ばかりであり、ラーベ氏自体、アメリカ人宣教師たちの操り人形であったこともすでに検証した。要するにラーベ氏の報告は、アメリカ宣教師団の証言の二番煎じに過ぎない。

そして、国際委員会はアメリカ宣教師団そのものであり、国際委員会が取り纏めた「南京安全地帯の記録」は実質的にアメリカ宣教師団による記録であることも、先に確認したとおりである。

またアメリカ大使館員が取り纏めた報告には、日本軍の虐殺や暴行を大使館員が目撃したという記録は無く、虐殺等の事件記録はアメリカ人宣教師たちの報告によることは先に確認した。結局、アメリカ宣教師団の証言がカギになるのである。

そしてアメリカ宣教師団は、表面的には中立の第三者を装いつつも、実際は中国軍支援保護を宣言し、そしてその通り実行したこと、また戦闘後も中国軍を継続支援するためには彼らが安全区を維持し続ける理由となる、日本軍による恐怖統治を宣伝する必要があったこと等はこれまで縷々説明した。また、中国側に宣教師たちの安全区での中国軍支援保護意向は伝えられており、両者の協力関係が見てとれることも指摘した。よって、「いろいろな国籍の、また疑いのない、信憑性のある中立的証人」の証言は全く信憑性が無いことは明らかであろう。

(2) 国際委員会メンバーシールズ氏の見方

ここで、東京裁判には登場しない、真の第三者の意見に耳を傾けてみよう。先にご紹介した、国際委員会に名を連ねつつも、アメリカ宣教師団の影響をあまり受けていない、イギリス人ビジネスマンのシールズ氏は、南京安全区国際委員会を以下のように評価する。

「実際にはきわめて” パルチザン” なもの」(1938/4/25 コヴィル)

この、パルチザンとは、ほぼレジスタンスと同義である。非正規軍の反抗組織である。つまり、中立からは程遠いことを証言している。そして、

「日本軍には安全区を拒否する十全な権利があり、委員会の提案は、日本軍の軽蔑に値し、実際に軽蔑を受けた、恥ずべきものであった、というのがシールズの意見であった。彼の名前がどんな形であれ委員会に連なっていたことを、彼は遺憾に思っている」(同)

安全区には何の正当性もなく、国際委員会の提案は恥ずべきものであった、としている。そして、結局そのような組織に名前が連なったことを遺憾に思っている。

これが、中国側からも、日本側からも独立した第三者による、国際委員会への評価である。国際委員会は、アメリカ宣教師団そのものであったことは既に確認した。アメリカ人宣教師たちを中立の第三者とする、「アメリカ宣教師史観」の虚構はこのシールズ氏の証言からも明らかであろう。

2. 偽造文書の存在

ところで、先に確認した、ファンケルハウゼン中将がトラウトマン大使に提供したという、「あるドイツ人目撃者による報告」（石田勇治編訳『資料 ドイツ外交官の見た南京事件』大月書店 P4-10）は、非常に興味深いものがあるので、ここで少し内容を検証したい。

同書の編訳者の石田勇治氏は、その目撃録を内容からラーベ氏によるものと推測されているが、結論から言えばこれは完全なる偽造文書である。その証明は簡単で、「南京城内に残ったヨーロッパ人は総勢わずか二二人で、南京国際委員会として、一月中旬に設立準備された安全区の管理を引き受けた」と記していることから明らかである。ラーベ氏をはじめ、アメリカ人宣教師たちから招かれ参加したメンバーは、委員会のメンバーであることを強く認識していた。これはラーベ日記を確認すれば明瞭に分かることである。残留した22人の欧米人（ドイツ5人・オーストリア1人・ロシア2人・アメリカ14人）、と国際委員会のメンバー（デンマーク人・イギリス人・ドイツ人・アメリカ人 計16人〈または15人〉）の使い分けは明確である。ラーベ氏においては、メンバーの誰をどの役職に就けたかということまで、日記に残している。仮に残留した22人が国際委員会のメンバーとすると、残留者の中のロシア人もそのメンバーということになる。そのような認識はラーベ氏をはじめ、ドイツ人メンバーには全く無い。よって、22人の国際委員会メンバーという言い方は、中国側か、または、自分たちが前面にでなければ何でもよかったアメリカ人宣教師たちによる表現であろう（ちなみに日本側も戦線後方記録映画『南京』において、「22人の外国人によって組織された国際委員会」と誤認している）。

さらに、この偽造文書「あるドイツ人目撃者による報告」が興味深いのは、先に、南京に居た欧米人の発信において検討した、シンドバーグ氏が翻訳したという南京郊外の棲霞山での事件報告を、補強していることである。さきに紹介した、国際委員会がまとめた事件報告中の、棲霞山での事件の訴え（第1章 3.（4）参照）において、シンドバーグ氏は単に翻訳しただけとわざわざ記しており、事件報告に対し、何の責任も負っていない。さらに、その報告は具体性に欠け、証拠能力は極めて弱い。しかしこの事件報告は、宣教師たちにとって非常に重要であった。この報告は宣教師たちが居た南京城内ではなく、全く関係の無い南京郊外の事件報告だからである。

つまり、この事件があることで、日本軍の暴虐は、アメリカ人宣教師たちが居た南京城内に於いてのみでは無く、別の場所でも発生していることになる。これは、アメリカ人宣教師たちが非常に気にしていたことであった（ベイツ氏はティンパーリ氏と『戦争とはなにか』の内容を纏める際のやりとりでも、南京以外の事件を記載することに拘っている）。

アメリカ人でなくドイツ人による貴重な目撃証言というだけでなく、南京城内以外の場所での日本軍暴虐証言という点でも、「あるドイツ人目撃者による報告」は宣教師たちにとって重要なものだったのである。よって、わざわざ作成されたのであろう。

ちなみに、東京裁判には提出されていないが、先の『資料 ドイツ外交官の見た南京事件』（P50-58）には、「あるドイツ人目撃者による報告」の姉妹版として、末尾の二文が全く同一という、同一人物により書かれたと思われる文章（作成者はクレーガー氏と記されている）も収録されている。これも同様に棲霞山での事件記録を補強している。そしてまた文中には、「残留した総数二二人の西洋人によって一月中旬、『南京難民区国際委員会』が設置された」との記載があり、同じ理由で偽造文書なのである。

これらの文書の作成過程は、ラーベ氏の日記が 1938 年 1 月 29 日に宣教師のフィッチ氏により、上海まで持ち出されているので、それを基にした、フィッチ氏と中国側の合作と考えるのが妥当であろう。先に紹介したようにフィッチ氏は、中国軍の「戦地服務団」顧問であったので、蔣介石の軍事顧問であったファンケルハウゼン中将とのコンタクトは容易であったろう。

このように、当時から存在する偽造文書の存在が、逆説的に、南京事件の創作という事実を裏付けるのである。

3. 埋葬問題・人口問題

(1) 埋葬問題

埋葬人数に関しても検証しよう。東京裁判において、10万人以上の虐殺があった根拠のひとつが、埋葬記録といわれる。裁判への提出資料によると、紅卍会が43,071人、崇善堂が112,266人の埋葬を実施したとされている(『日中戦争史資料8 南京事件I』 河出書房新社 P374-380)。このなかで、崇善堂の活動が確認できないことは、以前から様々指摘されているが、それは、以下のシャッフエンベルク氏の当時の記録からもうかがえる。

「街の中心部から死体を運び出す作業も熱心に行われている。現在、紅卍会は、3万人の死体を下関に埋葬する許可を与えられている。1日の処理量は600体。死体は石灰を塗されて麦わらのマットで包まれ、足をもってぶら下げ、その後、市内の集団墓地で、また石灰とともに埋葬される。約1万體は処理済みとのことだ」(1938/3/4 シャッフエンベルク)

この記録からは、埋葬するには日本側の許可が必要であること、紅卍会が処理した死体の数は約3万體であることがうかがえる。紅卍会による東京裁判への提出記録では約4万體である。1万體の誤差はあるが、規模感は一致していることをご確認いただけるだろう。

一方で、このシャッフエンベルク氏の埋葬に関する記録には、崇善堂は登場しない。東京裁判における崇善堂の提出記録によると、崇善堂の死体処理数は、紅卍会の2倍以上である。崇善堂の活動が実際であったとすると、現地で観察していたシャッフエンベルク氏が、崇善堂に比べ二分の一以下の小規模な処理しかしていない紅卍会の活動のみを記しているのは非常に不自然である。

また、紅卍会は日本側の許可を得て死体を処理しているのであって、崇善堂が仮に死体埋葬をしたとしても、日本側の許可が必要であったろう。日本側が認識していないことはあり得ない。

これらから、東京裁判に提出された崇善堂の死体処理記録の信憑性は全くないと言えるだろう。埋葬記録からは、紅卍会により4万程度の死体の埋葬が行われたのみと、考えるのが適当と思われる。

南京戦における中国側の兵力は、諸説あるが、中華民国の戦史で採用する10万とするのが有力であるようである。10万人を超える死体(紅卍会に崇善堂分を合わせると15万超の死体)があると、兵士だけでは足りず、市民大虐殺が必要となるが、4万人の死体ならば兵士数の範囲内であろう。戦闘時の死体とみなして不自然ではないと思われる。市民大虐殺

の根拠とはならないことは明らかであろう。

(2) 人口問題

また、東京裁判で意図的に避けられた話題、人口問題に関してもここで検証しよう（弁護側が人口問題を取り上げると、ウェブ裁判長により避けられ、そのまま取り上げられなかったことはよく知られていることと思われる）。

本書冒頭で、戦闘前に、南京城周辺は焼き払われ、日本軍は入城後、南京の出入りを制限したため、南京城内は概ね閉鎖空間といえることは説明した。そして、この閉鎖空間で国際委員会は、市民への食糧供給の一端を担っていた。かれらの人口認識を確認しよう。

まず日本軍が入城する前の人口認識である。

「安全地帯を運営する際には、総計約 20 万人の世話をする必要があると見積もられている」(1937/11/30 国際委員会から上海日本当局への電報告知 *Yale)

そして入城後は、市民は城内の安全区にはほぼ全員居たそうである。

「貴国部隊が本市に入城した 13 日、私どもは市民のほぼ全員を安全地帯という一地区に集合させていた」(1937/12/17 南京安全地帯の記録)

そして入城後の人口認識は以下である。

「我々 22 人の欧米人は 20 万の中国市民を食べさせ」(1937/12/18 同)

「国際委員会が持っている食料ではこの 20 万人を 1 週間しか養えない」(1937/12/21 同)

「国際委員会は、日本軍が、10 歳以下の子供、及びいくつかの地区では老人の女性を含めなくて、16 万人を登録したと理解しております。すると、当市の人口は多分 25 万人から 30 万人ということになります」(1938/1/14 同)

「南京市の 25 万人の市民を食べさせる世話をする問題について」(1938/1/19 同)

「25 万の人口のためには少なくとも 1 日につき 2 千担、即ち 1600 袋の米が必要」(1938/2/10 同上)

国際委員会は、戦闘開始前の 1937 年 11 月 30 日に市民人口を 20 万人と見積もり、日本軍が入城した 1937 年 12 月 13 日以後もそのまま変更していない。そして、1938 年 1 月 14 日に、日本軍が実施した部分的な住民登録を基に、25 万人と推計を上方修正している。そして、その後も一定として記している。この間、万人単位の人口の流入記録を、著者は寡聞にして知らない。あるのは南京城内が閉鎖空間であったという証言ばかりである。

もし市民人口が増える要因があったとすれば、潜伏した敗残兵が住民になりすますことであるが、多くても 2, 3 千人程度であろう。想像されれば容易に分かると思うが、20 万

人の市民の中に、万人単位で兵士が潜伏し、それを搜索していた日本軍が気づかないというのはあり得ない。

結局、国際委員会の記録から言えることは、かれらは「市民人口は一定」と考えており、一度、日本側の部分的なカウントを元に、人口認識の概数を 20 万人から 25 万人へ上方修正しただけであった。南京城内における市民大虐殺はあり得ないことはあまりにも明らかであろう。だからこそ、東京裁判で人口問題の検討が避けられたのであろう。